

# いきいき介護広場

第17号

2005 August  
平成17年8月15日



あわら市にあるナイスケア木村での一コマです。  
毎日、皆さんが集まり、楽しいレクリエーションをしています。  
手の体操中の元気な姿もご覧ください。

## 🍉 主な内容

介護保険制度改正（施設サービスの利用者負担の見直し  
及び特定入所者介護サービスの創設）……………2・3

介護保険料Q & A……………4

介護保険事業計画の見直しに着手……………5

新しい介護保険モニター決まる……………5

第18回広域連合議会定例会……………6

介護予防講座シリーズ⑧「足元から健康に その1」…7



玉投げでは投げ手と受け手との  
息が合わないとうまく入りません。  
皆さん、苦勞して入れていました。

# 介護保険制度改革



どうして施設サービスだけが変更の対象になるのでしょうか？

在宅サービスと施設サービスとのバランスをとるためです



## 平成17年10月から 施設サービスの利用者負担が見直されます。

施設に入所している方の居住費と食費は介護保険の保険給付の対象ですが、在宅で生活されている方の居住費や食費は自己負担となっています。

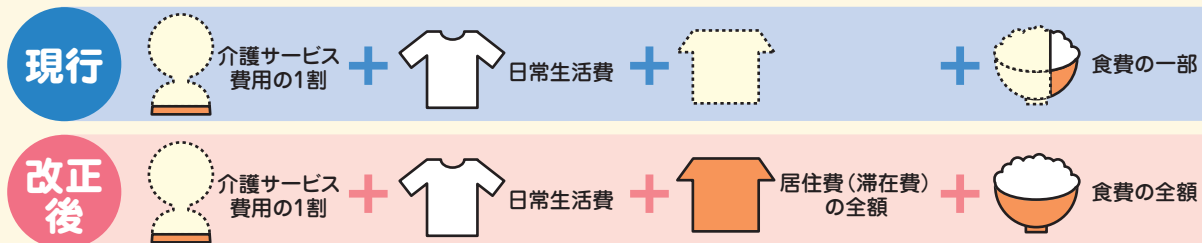
そこで、これらの利用者負担の公平性を図るために施設サービス利用時の「居住費」と「食費」が保険給付の対象外となり、平成17年10月から利用者の自己負担となります。

### 対象となる施設及びサービスは

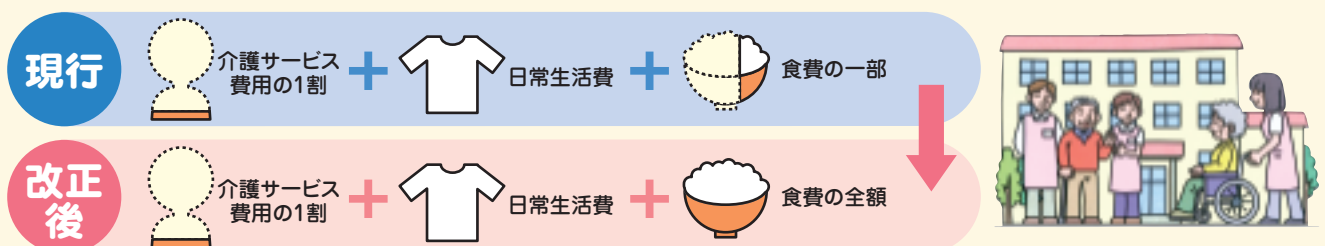
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリ（デイケア）です。

## ● 新たに利用者負担になるもの

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所介護では



通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）では



居住費とは…施設の利用代 + 電気、ガス、水道等の光熱費に相当する金額

食費とは…食材料費 + 調理コストに相当する費用

※栄養管理にかかる費用は、ひきつづき保険給付の対象となります。

### 対象となる施設及びサービスは

利用者負担の水準…利用者負担は施設と利用者の契約によりますが水準となる額が定められます。

基準費用額：施設における居住・食費の平均的な費用を勘案して定める額

- 居住費：ユニット型個室6万円、ユニット型準個室5万円、従来型個室3.5万円、多床室1万円
- 食費：4.2万円

## ● 自己負担の軽減 (特定入所者介護サービスの創設)

低所得の人の施設（サービス）利用が困難にならないように、所得段階に応じた負担限度額（下表）までは自己負担とし、残りの差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※通所介護（デイサービス）および通所リハビリテーション（デイケア）の食費は対象になりません。

### 負担限度額のみやす（特別養護老人ホームの場合：月額）

対象者 (保険料が軽減される保険料段階に該当する人)	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 (生活保護の受給者等)	2.5万円	1.5万円	1.0万円	0万円	1.0万円
新第2段階 (本人及び世帯全員が住民税 非課税で年金額が80万円以下の人)	2.5万円	1.5万円	1.2万円	1.0万円	1.2万円
新第3段階 (本人及び世帯全員が住民税非 課税で年金額が80万円超え266万円以下の人)	5.0万円	4.0万円	2.5万円	1.0万円	2.0万円

## 自己負担の軽減を受けるには申請が必要です！

特定入所者介護サービス費を受けるためには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の発行が必要です（詳しくは最終ページを参照してください）。



## ● 利用者負担の変化のみやす（特別養護老人ホームで多床室を利用した場合：月額）

### 現行

段 階	利用者 負担合計	利用負担内訳		
		1割負担	居住費	食 費
第1段階	2.5 万円	1.5 万円	—	1.0 万円
第2段階	4.0 万円	2.5 万円	—	1.5 万円
第3段階 以上	5.6 万円	3.0 万円	—	2.6 万円

### 平成17年10月から

段 階	利用者 負担合計	利用負担内訳		
		1割負担	居住費	食 費
新第1段階	2.5 万円	1.5 万円	0 万円	1.0 万円
新第2段階	3.7 万円	1.5 万円	1.0 万円	1.2 万円
新第3段階	5.5 万円	2.5 万円	1.0 万円	2.0 万円
新第4段階 以上	8.1 万円	2.9 万円	1.0 万円	4.2 万円

平成17年度

# 65歳以上の方

(第1号被保険者)の

## 介護保険料納入通知書は ご覧になりましたか？

平成17年度の保険料は平成17年1月から12月までの本人の所得状況、世帯員の住民税の課税状況が確定する6月以降にお知らせすることになっています。(普通徴収の方は7月11日、特別徴収の方は8月3日に発送させていただきました。)

65歳以上の介護保険料は皆さんが受ける介護サービス費用をまかなう大切な財源(約18%)となり、介護が必要となったときに誰もが安心してサービスが受けられるように社会全体で介護保険制度を支えていきましょう。



- 「年額保険料基準額 43,200円」をもとに所得額に応じた負担になるよう5段階の保険料に分かれます。
- 保険料は3年ごとに見直され、平成15~16年度の介護保険料と同額です。次回の見直しは平成18年度からです。

# 介護保険料

\* Q & A \*

**Q** 新たに65歳になりますが介護保険の被保険者になる手続きが必要ですか？また、保険証は交付されるのですか？

**A** 新たに65歳以上になる方(第1号被保険者)については、誕生月に広域連合より郵送で保険証を送付しますので個別に手続きする必要はありません。(誕生日が月の初日の方は前月になります)

また、40歳から65歳未満の方(第2号被保険者)は、要介護・要支援認定を受けた場合を除き原則として保険証は交付されません。

**Q** 国民健康保険でも介護保険料を納めているのにまた通知書が来たのですか？

**A** 国民健康保険税では65歳未満の方(第2号被保険者)の介護保険料を医療費相当分と合算して徴収していますが、世帯に年度途中で65歳に到達する人がいる場合、介護保険料はあらかじめ65歳に到達する月の前月までの分で算出されていますので、二重にはなっていません。

**Q** 年金の「現況届」を出し忘れるとどうなるのですか？

**A** 社会保険庁への「現況届」の出し忘れて、年金が一時差し止めになり、介護保険料の差し引きができなくなるケースがあります。(この場合、納付書で納める普通徴収になります。)

**Q** 私は年金をもらっているのに、普通徴収の通知書が来たのですが？

**A** 年金から天引きされる方は、4月1日現在65歳以上で年額18万円以上となる老齢年金や退職年金を4月の年金支給時に受給されている方となっています。

年額が18万円以上であっても、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金からは天引きされません。

年金からの天引きが開始されるのは、10月からとなっています。年度途中で転入された方や65歳になられた方は、翌年9月までは、納入通知書で納めていただく普通徴収になります。

社会保険庁や共済組合など、年金保険者の受給者台帳に登録されている内容と、住民登録の内容で、住所などが異なる場合は、他人の年金から天引きするのを防ぐため、普通徴収となることがあります。

**Q** 保険料が月3,600円となっているのに1期の金額が5,400円と高いのはなぜ？

**A** 普通徴収の方は年額43,200円を年8回(期)に分けて納めていただきますので、1回(期)あたりの金額が5,400円になります。

特別徴収の方は、保険料の年額を年金の支払い月の年6回に分けて差し引かれます。ですから、2ヵ月分の保険料を納めていただきますので、7,200円になります。

# 介護保険事業計画 見直しに着手



(順不同、敬称略)

## — 策定委員20人に委嘱状 —

5年前にスタートした介護保険制度は、平成18年度から大幅な改正が行われます。

当広域連合においても、制度改正等を踏まえて、平成17年度中に介護保険事業計画の見直し作業を実施することになっています。

第3期介護保険事業計画の策定にあたり、第1回目の会合が平成17年5月12日(木)に開かれ、医療・保健、福祉の関係者、被保険者及び学識経験者など20人の方々が委嘱されました。委員長に介護保険運営協議会代表の野村健一氏、副委員長には議会代表の谷口昌博氏が選出されました。

今後、11月に介護サービス量等の最終見込み値を取りまとめ、平成18年2月に議会へ報告、3月に県に提出する予定です。

氏名	住所	団体・役職名等
齊藤 榮 宏	あわらし	郡医師会顧問
新家 信 行	あわらし	郡歯科医師会幹事長
小江畑 智代江	三国町	郡ケアマネジャー連絡会代表
北 栄 秀 雄	あわらし	あわらし市老人クラブ連合会副会長
吉 川 久 則	あわらし	介護保険事業者ネットワークさかい代表
尾 崎 司	丸岡町	介護保険事業者ネットワークさかい代表
西 原 健 二	丸岡町	在宅介護支援センター代表
野 村 健 一	坂井町	介護保険運営協議会代表
谷 口 昌 博	春江町	介護保険広域連合議会副議長
安 井 裕 子	石川県白山市	県坂井健康福祉センター医幹
平 野 千代美	あわらし	住民代表(あわらし)
坪 井 眞 司	三国町	住民代表(三国町)
山 崎 富美恵	丸岡町	住民代表(丸岡町)
長谷川 敏	春江町	住民代表(春江町)
奥 林 一 枝	坂井町	住民代表(坂井町)
毛 利 純 雄	あわらし	あわらし市健康長寿課長
紺 田 忠 義	三国町	三国町福祉保健課長
前 田 公 治	丸岡町	丸岡町福祉理事兼福祉保健課長
松 浦 正 幸	春江町	春江町福祉保健課長
豊 田 哲 治	坂井町	坂井町福祉保健課長

## 新しい介護保険モニター10人 決まる!



このほど、介護保険モニターが改選され、林田広域連合長から10人のモニターの方々へ委嘱状が交付されました。今後、2年間、介護保険に対する知識を深めて、安心して介護が受けられるまちづくりを推進します。

介護保険モニターとは介護保険に関する住民の意見、要望及び介護サービス等の利用をするうえでの不満や不安など把握に努め、住民と広域連合を結ぶパイプ役となります。

### 介護保険モニターの皆さんは次のの方々です。

お気軽にご相談ください。

(敬称略)

市町名	氏名	電話番号
あわらし	中野 幸康	79-1943
	高瀬 よしお	73-0513
	上野 清子	75-1773
三国町	坪井 眞司	82-0498
丸岡町	野地 昭子	67-0830
	大霜 のりこ	66-5167
春江町	青柳 のりこ	51-3719
	直江 眞弓	72-1242
	米田 理恵子	51-6660
坂井町	竹内 みち子	72-0592

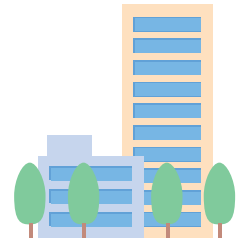
# 第18回 広域連合議会定例会



第18回広域連合議会定例会が7月27日（水）、丸岡町議場で行われ、収入役、監査委員の選任ほか計6議案が原案どおり可決されました。

収入役には嶋田好文氏（坂井町収入役）、議会議員の監査委員には宇野秀俊氏（坂井町）が選任されました。また、あわら市議会選挙、坂井町議会改選に伴い、次のとおり新しい議員及び議会運営委員会の議員が選出されました。

あわら市	橋本 達也	海老田州夫	宮崎 修
	卯目ひろみ	牧田 孝男	大下 重一
坂井町	宇野 秀俊	西野 清志	盛政 隆治



議員運営委員会に選出された議員は次の皆さんです。（◎委員長 ○副委員長）  
 ◎海老田州夫（あわら市） ○釣部 勝義（丸岡町） 橋本 達也（あわら市）  
 千利浜幸男（三国町） 谷口 昌博（春江町） 盛政 隆治（坂井町）

## 一般質問

**制度改定のもとで施設利用者の介護サービスを守っていくことについて**  
 山田 和雄 議員

**問1** 可決、成立した制度改定によって、今年10月からは施設利用者への大幅負担増が実施に移される。広域連合が責任を負うこの地域において改定の影響は、どの程度の人にとどの程度の負担となって現れてくるのか。そして、どのように対処していくこの方針を有しているのか。

林田連合長  
 10月1日から施行される施設給付の見直しは、在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しながら、介護保険施設などにおける居住費、及び食費を保険給付の対象外とすることとしております。ところで、この見直しに伴い、影響を受ける利用者は、現状では介護保険3施設で広域連合では、1,073人、ショートステイで273人になるものと思われまます。次に、この利用者の負担額については、現行の利用者負担段階の第2段階、いわゆる世帯全員が住民税非課税の方を、年金収入のみで他に課税されるべき収入がない場合、80万円以下の人と80万円以上266万円までの2つの段階に分けます。そして、年間80万円までの人には現行の負担を上回ることが無いよう低所得者への配慮がなされております。また、保険料を月額3,600円納めていただいている本人の住民税非課税の利用者、いわゆる新第4段階以上の方については、現行の負担額と比較致しますと、特養の標準的なケースでは、本人の給付負担1割分は別として、食費については1日当り780円から1,380円に改正され、1ヶ月当り41,400円の負担となり、居住費の

1ヶ月当り10,000円を加算して1ヶ月当り51,400円の負担になり、現行の23,400円と比較して28,000円の負担増となる見込みです。10月からの施設給付の見直しについては、低所得階層は従来どおりの負担となっておりますが、見直し後の実態を充分調査し、必要があれば、国への制度改正要望や広域連合としての低所得者対策を講じなければいけないならば、今後検討していきたいと考えております。

**介護保険制度の見直しに伴う広域連合の今後の対応について**  
 藤岡 繁樹 議員

**問2** 1点目は、要支援1、2に区分された利用者の家事援助を必要とする基準をどのように設ける考えなのか。2点目は、昨年10月来、厚労省が各自治体に「介護給付費適正化運動」と称し自治体がその運動にとりくむよう指導していますが、広域連合において適正化運動の実態がどうなっているのかその現状について答弁を求めます。3点目は、広域連合における「地域包括支援センター」の設置および問題点の対応について見解を求めます。

林田連合長  
 第1点目のご質問については、自力で困難な行為（掃除、買い物、調理等）があり、それについて、同居家族による支えや地域の支え合いサービス事業等の福祉施策などの代替えサービスが利用できないケースについては、ケアマネジメントによって個別の判断を経た上でサービスが提供されることとなります。訪問介護の基準については、身体介護型、生活援助型という区分を行って、機能別に再編し、機能に応じた見直しを検討されているところであり、対象者に柔軟に対応してケア

マネジメントの中できめ細かく対応していこうという考え方であります。家事介護の必要性について、判断基準となる一次判定ソフト、認定調査員の調査項目、主治医の意見の中で十分確認を取りながら広域連合として対応したいと考えております。第2点目のご質問については、サービス内容の適正化、介護費用の適正化について国、県等関係機関が連携して給付適正化に取り組むことになっております。主体は県であります。広域連合では、平成15年度に介護費用適正化特別対策給付金事業による取り組みを県に要望し、平成16年度では、12月に初めてあわら市社協で3件、3月に三国町社協で10件のケースを検討し、指導を行っております。今後引き続き適正化指導事業について取り組んで参りたいと考えております。

第3点目のご質問については、まず、地域包括支援センターの設置については、策定委員会の検討部会でも十分検討を重ねていただいているところでございます。また、新たに保健師という分野も視点に入れ、先月実施いたしました住民アンケートの結果を踏まえて、現状では、構成市町単位で一箇所ずつ、地域支援事業及び新予防給付事業を推進するために設置する方向で、その方法および人選等について策定委員会で協議を重ねているところでございます。包括支援センターで作成するケアプランというは、新予防給付の対象者を見込みますと、現要支援者及び要介護1の7割と予想しますと約1,360人で1センター当り平均270人となりますが、現状のサービス受給率が74%ですので、約7割の数に減り、保健師が対応するものは、筋力トレーニング等で改善される人のみですので、全てに保健師が対応するものではありません。こうした現状を踏まえながら新予防給付のケアプランの見込み数、新たなサービス導入の選択について、策定委員会で慎重に協議をしながら包括支援センターの設置にあたりたいと考えております。

# 足元から健康に その1

足の裏は、全体重を支えています。

特に足の爪は、からだのバランスをとるのに重要です。

足の指や爪にトラブルはありませんか。トラブルを「たいしたことはない」「年だからしかたがない」と軽くみていませんか。放置していると、歩くことや靴を履くことが苦痛になって、外出などの機会が知らず知らず減りがちになり、寝たきりや認知症につながることもあります。足をよく観察してみましょう。

## ！ 足・爪のトラブル

- ・皮膚の一部だけ極端に色が変わっている。
- ・全体がかさついていたり、かかとにひびわれがある。
- ・水ほう・傷・潰瘍がある。
- ・痛みやむくみがある。
- ・ウオノメ・タコができています。
- ・爪が伸びすぎていたり、変形・変色している。
- ・爪が厚くなっている。
- ・巻爪（爪の両側が皮膚に食い込んでしまった状態）になっている。



## + トラブル予防法

毎日入浴して、清潔に保つことが一番です。足がきれいになるのと同時に、血のめぐりがよくなってリラックスできます。指の間まできれいに洗いましょう。

- ①石けんをよく泡立てて、やわらかい歯ブラシに泡をつけ、指の間・爪の周り・土踏まず・かかとをていねいに洗いましょう。



- ②足をよくすすぎ、石けんを落とします。



- ③水分が残らないように、指の間もしっかりていねいに拭き取りましょう。



- ④入浴後の爪がやわらかいうちに、爪を切りましょう。

※高齢者の方は、目が見えにくかったり、手の力が入らなかったりして、爪を上手に切れずにいることがあります。ご家族の方が時々見てあげるとよいでしょう。

# お知らせ

これまでの「介護保険標準負担額減額認定証」は廃止されます。各市町介護保険担当課で申請し認められると、新しく「**介護保険負担限度額認定証**」が交付されますので、施設サービスを利用する時は忘れずに提示してください。

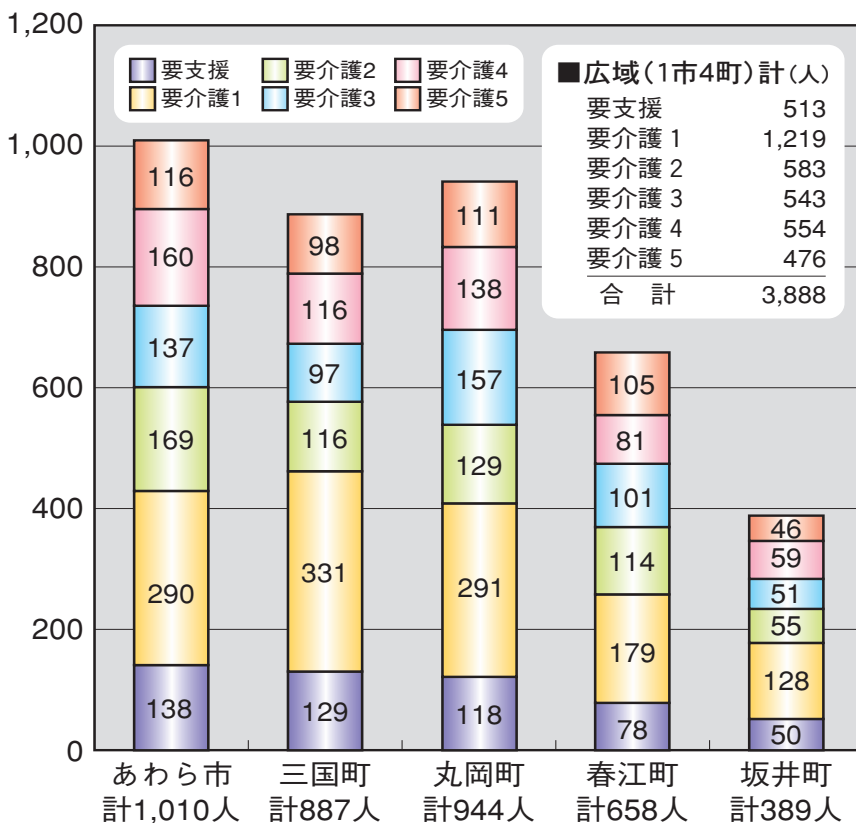
※申請の受付開始は8月中旬を予定しています。  
※認定証の様式は、今後変更されることがあります。

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 平成 年 月 日	
被保険者	住所 〒 市町村 番地 氏名
	生年月日 昭和・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
	通期年月日 平成 年 月 日 から
	有効期限 平成 年 月 日まで
介護施設利用状況	ユニット型個室 円 ユニット型単居室 円 従来型個室 円 多床室 円
保険者番号並びに 保険者名称及び印	



住所・氏名などが正しいか確認しましょう。  
適用年月日・有効期限を確認しましょう。  
負担限度額が示されています。

## 要介護等認定者数の状況 (平成17年6月末日現在)



## がんばってます

このほど、坂井郡ケアマネジャー連絡会の研修会で広域連合の小坂主査による「訪問介護のしていることと悪いこと」と題しての講演がありました。会員の皆さんは来年度の介護保険制度の改正に向けて、レベルアップを図ろうと熱心に聞き入っていました。



**全国介護保険広域化推進会議 in さかい**のシンポジウムの開催日が前回号で10月21日予定になっていましたが、**10月28日(金)**に変更となりました。

## 平成17年度介護保険料の納期限は

第1期	7月25日(月)	<b>■普通徴収の方は確実な口座振替が便利です。</b> 口座振替依頼書(あわら市役所及び坂井郡4町各役場に用紙があります。)に必要事項を記入し、依頼する口座のある金融機関に提出してください。 <b>納期限までに忘れずに納めましょう。</b>
第2期	8月25日(木)	
第3期	9月26日(月)	
第4期	10月25日(火)	
第5期	11月25日(金)	
第6期	12月26日(月)	
第7期	平成18年 1月25日(水)	
第8期	平成18年 2月27日(月)	

## 編集後記

残暑お見舞い申し上げます。  
この前、健康診断がありました。パソコンを使う人はドライアイ症状が増えていて、まばたきが少ないと目が乾き、充血し、ゴロゴロしてきます。その対処法として60分使ったら、10分休むといった小休止をすると有効とのこと。また、イスの高さを調整して、画面をやや下のほうに見て使うと解消されるとのことです。  
まだまだ厳しい暑さが続きそうです。自己管理に留意してください。